

令和8年4月1日  
江東区立毛利小学校  
校長 赤堀 美子

## 江東区立毛利小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、いじめ防止対策主任、主幹教諭、各学年主任、専科主任、スクールカウンセラー等による「毛利小学校 いじめ防止委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、早期発見に努めるために、毎週の管理職と主幹の打ち合わせにて、各学級の状況や児童

の様子について情報交換を行う。いじめ等が発見された場合は速やかにいじめ防止委員会を開催し、早期対応にあたる。

令和8年度 毛利小学校 いじめ防止委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名
	校長	赤堀 美子
	副校長	安部 徹
委員長	主幹教諭（生活指導担当）	千葉 浩 （6年）
副委員長	主幹教諭	小杉 昌代 （2年）
委員	教諭	圓城寺 詩織 （1年）
	主任教諭	松本 加奈子 （4年）
	主任教諭	大竹 秀子 （5年）
	教諭	福島 祐一 （算数少人数）
	教諭	工藤 祐子 （図工）

〇いじめ防止委員会は、6月・11月・2月の年間3回とする。

〇教員向けいじめ研修会は、4月、7月、12月の年間3回実施する。

※いじめ等の発生に伴い臨時に開催する場合は、関係児童の担任や他の教員、養護教諭、必要に応じて保護者や関係機関等に出席を依頼する。

### 3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努め、主体的・対話的で深い学びに向けた授業を展開していく。

具体的な取組内容

#### 【学習規律】

- ・こうとう学びスタンダードを基本とし、全ての教員が共通理解の下、授業規律を徹底し、こども達の安定した学習環境を整える。

#### 【教員の授業力向上】

- ・校内研究やOJTでの実践や日々の授業実践、また週案の作成を基に、授業改善に努め、児童が様々な対話的な活動を通して、主体的に学習に取り組むことができるよう、工夫する。
- ・若手教員育成、各階層教員の指導力向上を目指し、校内OJT研修を充実させる。
- ・効果的にICT機器を活用したり、全体指導と個別指導のバランスを考慮したりする。
- ・児童の思考を深め、広げることができるよう、授業展開や発問、教材・教具を工夫する。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

#### 具体的な取組内容

##### 【「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた授業の実施】

- ・児童が主体的に考え、議論する道徳の授業を展開し、「いじめは決して許されない」という気持ちを醸成する。
- ・いじめは絶対に許されない行為であること、人によって感じ方が異なること、いじめを止めさせる行動をとることの大切さ等について理解させるための授業を全ての学級で年間3回の実施を指導計画に位置付ける。「生命の尊さ」「相互理解 寛容」「公正・公平 社会正義」をテーマとした道徳授業に取り組む。
- ・道徳科の特質を生かした授業を行う中で、児童の学習状況を把握し、児童がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価を行う。

##### 【外部指導者による「いじめ防止授業」の実施】

- ・11月に弁護士による「いじめ防止授業」を行い、いじめにかかわる様々な立場の人の思いに気付かせ、いじめについて考えを深める。

##### 【道徳授業地区公開講座】

- ・10月に全学級の授業公開と意見交換会を実施する。意見交換会では、保護者、地域の方にも参加いただき、グループ協議等を通じて、学校・家庭・地域が連携して道徳教育に取り組む体制をつくる。

##### 【校長講話】

- ・いじめ防止や人権尊重に関わる内容の講話を、年3回行う。

- (3) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

#### 具体的な取組内容

##### 【縦割り班活動】

- ・「毛利タイム」として全児童参加の縦割り班活動を毎月実施する。6学年児童による遊びの企画や準備、運営を通し、自己有用感を味わわせる。また、全児童が、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

##### 【近隣幼稚園、保育園、中学校との交流】

- ・低学年では、近隣保育園、幼稚園児と交流する機会を設定し、異学年との交流を体験する。5学年では、保育園児との交流を通して、自分の成長を振り返るとともに、職業体験の一環としても好機とする。

##### 【地域の方とのかかわり】

- ・地域の方を招いた自然環境学習を行う。地域の特性や地域の人々の温かさに触れるとともに、地域の一員としての自覚と自分自身の将来の希望を抱かせ、自己肯定感を高める。

##### 【オリパラレガシー教育との関連】

- ・4学年でゴールボール体験や墨東特別支援学校との交流を行う。様々な体験を踏まえ、障害をもつ方々との触れ合いを通して、障害について理解を深め、ノーマライゼーションの考え方を浸透させていく。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童・生徒の自己肯定感、自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

【人権教育】

- ・いじめ防止の視点に立って、一人一人のこどもに、自他の存在を等しく認めて互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心などを学年に応じて育む。

【自治的活動】

- ・係活動、当番活動を充実させる。一人一人のこどもが他者から認められることなどを通して、自己有用感をもてるよう、活動を工夫させていく。

【OJT】

- ・ベテラン教員が若手教員を指導し、いじめを許さない風土の醸成や健全な学級集団を形成する指導方法を身に付けさせる。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

【の策定】

- ・「SNS 東京ルール」と「東京 GIGA スクール構想（NEXT GIGA）実施方針」を基に、毛利小学校でのタブレット活用の約束を策定、児童に周知、指導する。保護者には年度当初に、内容を周知するとともに、5月中に、各家庭での ICT 家庭ルールをつくることを呼びかける。7月には家庭内で、SNS を話題とし、家族で利用状況について話し合うことを依頼する。

【セーフティ教室の実施】

- ・SNS の利用について焦点化したセーフティ教室を実施する。外部講師を招聘し、具体的に指導を受けることで、情報モラル教育の充実を図る。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

【SOS の出し方に関する指導】

- ・第5学年、第6学年児童に向けて東京都配布の DVD を活用し、夏期休業前に指導する。適切な援助希求行動（SOS の出し方）や友人の SOS の受け止め方について理解を深める。また、7月、12月、3月の長期休業前に、校長講話や生活指導朝会、児童集会等を通して指導を行う。教職員の共通理解のもと、児童の実態に応じた段階的な指導ができるよう、努める。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

【教員向け研修会】

- ・職員会議（4月）→毛利小「いじめ防止対策基本方針」共通理解
- ・第1回（4月）→SOSの出し方に関する指導についての共通理解  
具体的ないじめの態様 日常観察のポイント 等
- ・第2回（7月）→事例研究 未然防止・早期対応に向けた研修 いじめ防止に関する取組の確認 前期の取組評価
- ・第3回（12月）→今年度の振り返り、次年度の計画 後期の取組評価

#### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

【ふれあい月間アンケートの実施】

- ・年間3回（6月、11月、1月）のふれあい月間で、人とのふれあいを深められる取り組みを計画・実施し、「ふれあいアンケート」による児童理解を深める。

【スクールカウンセラーによる面接の実施】

- ・5月～6月にかけて、スクールカウンセラーによる5学年児童を対象とした全員面接を実施し、担任との連携を図る。

【日常的な取組】

- ・日常的な児童観察を通して、学年間や専科教員、特別支援専門員等との連携を深める。
- ・登校時は、担任は教室で児童を迎え、健康観察をしながら、様子を把握する。必要に応じて管理職や養護教諭等に連絡、相談する。
- ・清掃活動、休み時間等、児童と共に過ごすことで、児童の人間関係を把握し早期発見につなげる。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・児童、保護者等からの情報を基に、迅速、丁寧を心がけた対応
- ・週1回(木曜日)のスクールカウンセラーによる校内巡視、休み時間の相談室開放
- ・毎日の管理職、養護教諭による校内巡視
- ・毎月の校内支援委員会、校内不登校対策委員会との連携の充実
- ・ふれあい月間等を活用した全校朝会での「いじめを許さない」をテーマとした校長講話

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

#### 具体的な取組内容

- 連絡帳、電話、家庭訪問による事実の確認、情報共有を行う。
- 「いじめチェックシート」を活用した個人面談の実施
- 保護者会での情報交換を通して、学校と保護者の連携を深める。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
- （※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。  
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 重大事態の定義
- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(児童が自殺を企図した場合等)
  - ② いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）
- (2) 重大事態への対応
- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
  - ② 学校は、重大事態が発生した場合、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
  - ④ 「学校いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
  - ⑤ 学校の設置者は、「学校いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。